

合志市教育大綱

(令和 6 年度～令和 13 年度)

令和 6 年 3 月



目 次

はじめに	P1
I 大綱策定の趣旨	P2
II 大綱の位置づけ	P2
III 期間	P2
IV 基本方針	P3
V 大綱	P4

「合志市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「合志市総合計画第3次基本構想」を基に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針を定めるために作成するものです。

〔対象期間〕

令和6年度から令和13年度までの8年間

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

はじめに

このたび、「合志市総合計画第3次基本構想」（令和6年度から令和13年度）の策定に合わせ、新たに「合志市教育大綱」（令和6年度から令和13年度）を策定しました。本大綱は、市全体が一体となり、教育の向上に関する取り組みを展開するための基本的な指針です。

我が国や本市を取り巻く社会情勢は激変し将来の予測が困難な時代において、この時代を生き抜き、未来を担う子どもたちが自主的に学び、社会と協働しながら成長できるような教育環境を整備し、そして未来に向かって夢を描き、その夢を実現する力を培うことができるような人材を創る教育を目指していきます。

市は、教育に対する各種施策を実施しますが、教育は家庭、学校、地域、市民が一体となり、それぞれの立場で責任をもって行うことが重要だと考えます。市民一人ひとりが教育に関心をもち、夢をもって参画することを期待しています。学校、家庭、地域との連携をさらに深めながら、皆様と共に、教育の未来を創り上げていくことが、市の発展だけでなく、子どもたちの幸せな未来につながると確信しております。

昨年6月に閣議決定した教育振興基本計画にも掲げられている「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」、市の将来都市像「人と地域が輝く未来へ ～健幸都市こうし～」の実現を目指して、市教育委員会と一丸となって、教育施策の取り組みを進めてまいります。

令和6年3月

合志市長 荒木 義行

I 大綱策定の趣旨

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、改正後の法律第1条の3第1項において、市長は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

大綱は、教育行政における市民の意向をより反映させる観点から、市長が策定しますが、教育委員会と密接な連携のもと推進する必要があるため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議して策定するものとされました。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく本市の「教育振興基本計画」の指針となるものです。

II 大綱の位置づけ

本市では、令和6年3月に、第3次となる合志市総合計画を策定しました。本市行政の最上位計画である総合計画では、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念として、将来都市像に、「人と地域が輝く未来へ ^{けんこう}～健幸都市こうし」を掲げました。

本市の将来都市像の実現のため、6つの健幸を定義し、その中の「教育の健幸」を大綱とし位置づけています。

III 期間

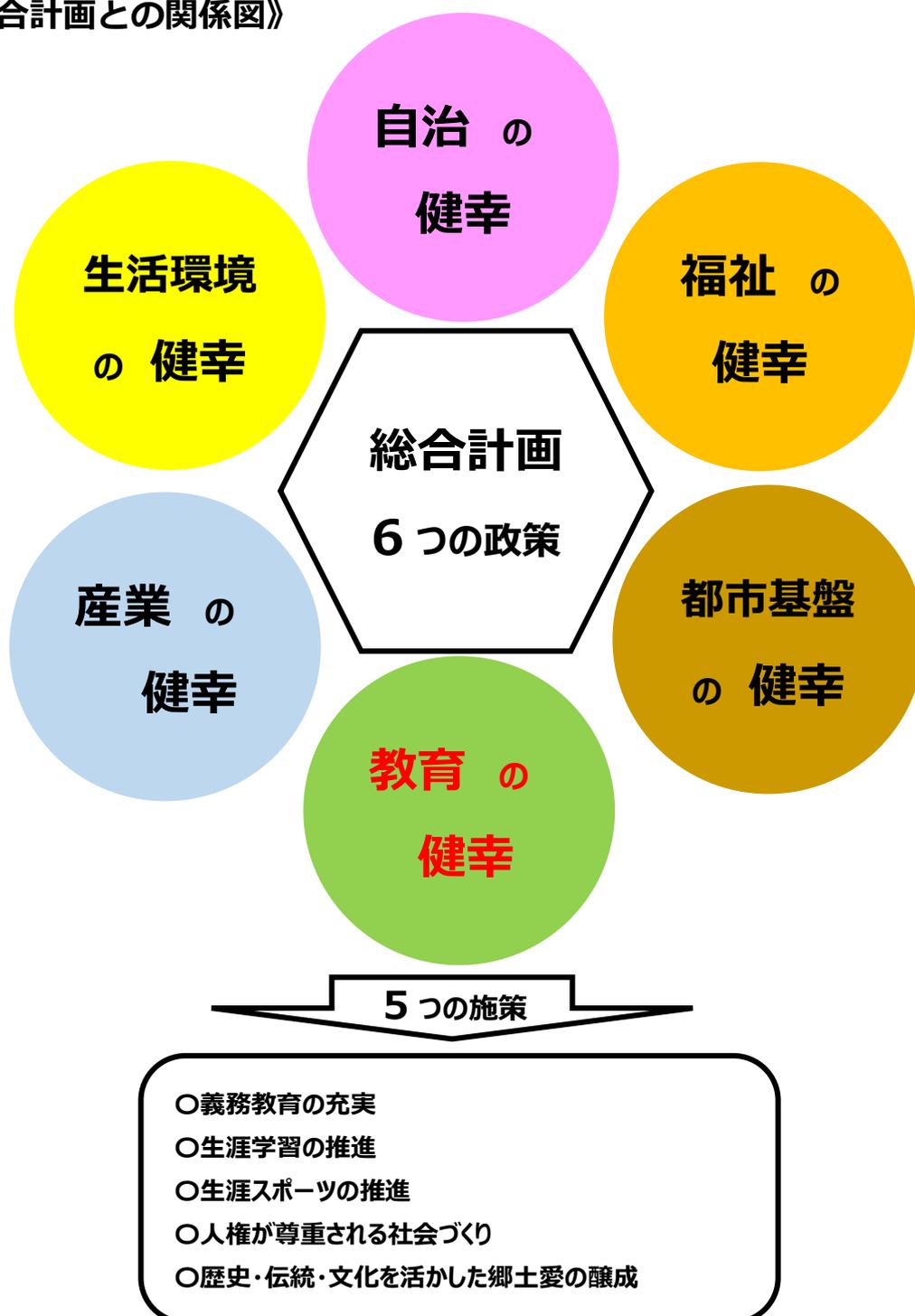
期間は、合志市総合計画第3次基本構想との整合性を図るため、令和6年度を始期、令和13年度を終期とする8年間とします。

IV 基本方針

未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現を目指す教育を推進します。

また、市民一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民が生き生きと生涯学習活動に取り組むことができる環境をつくり、郷土愛の醸成を図ります。

《総合計画との関係図》



V 大綱

教育の健幸

○義務教育の充実

- ・児童・生徒が「知・徳・体・食」のバランスが整い、生きる力を育めるよう社会の変化を見据え、教員の指導力向上を図りながら、小中一貫教育へ取り組みます。
- ・ICT機器を授業や家庭学習等で積極的に利活用することを進めます。
- ・近年の急速な宅地開発や企業進出に伴う影響等により、児童・生徒の増加に対応した教室数の確保を行い、よりよい学習環境整備に取り組みます。
- ・学校給食施設の計画的な整備と施設画運営の充実に努めます。

○生涯学習の推進

- ・市民が、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指します。
- ・社会教育施設の利便性向上を目指します。
- ・図書館・マンガミュージアムの利用促進を行います。

○生涯スポーツの推進

- ・市民のニーズに合った大会種目やイベントを開催して、市民のスポーツの機会の充実を図ります。
- ・社会体育（スポーツ）活動が、健康促進やコミュニティの結束力強化につながるよう地域に根ざしたスポーツ活動の支援と地域住民交流を促進します。
- ・社会体育施設の維持・管理を適切に行い、施設のネット予約システム導入など利用者ニーズへ対応します。

○人権が尊重される社会づくり

- ・部落差別問題やハンセン病問題に加え、社会情勢の変化により様々な人権問題があります。それらを解消するために、人権啓発イベントを開催し、性別や年齢、人種、文化等の多様性を受け入れ、あらゆる市民等が共生する地域づくりを目指します。
- ・一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

○歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

- ・地域の魅力を再発見するための啓発活動を活性化に努めます。
- ・地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動事業を推進し、伝統文化や郷土芸能などを継承するための後継者育成を行います。